

三原地区定住促進住宅入居者募集要項

川本町では、定住の促進と地域の活性化のため定住促進住宅（以下「住宅」という。）の入居者を次のとおり募集する。

1. 募集する住宅

三原地区定住促進住宅 5号棟（平成29年築）
島根県邑智郡川本町大字南佐木201番地22

2. 募集戸数

1戸（1世帯）

3. 入居開始予定

令和8年7月～令和8年8月末

4. 住宅の間取り、構造及び規模

木造2階建て（間取り：3LDK、延床面積：91.15㎡）

※オール電化住宅、専用駐車場付き

5. 応募資格

【必須要件】

- (1) 夫婦いずれかが町外の方、または転入後3年以内（令和8年4月1日時点）の町内の方で、川本町に定住するための住宅を必要とし、入居後速やかに住所を住宅の場所に移すことができる方
- (2) 入居時において、夫または妻が35歳以下の夫婦である方、もしくは中学生以下のお子さんを一人以上扶養されている世帯
- (3) 住宅に令和14年3月末まで居住し、その後買い取りを予定する方
- (4) 入居時において就労先がある方
- (5) 家賃及び敷金を支払う能力を有する方
- (6) 地方税等を滞納していない方
- (7) 連帯保証人を1名用意できる方
- (8) 申込者又はその同居人、もしくは同居人の親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない方

■要件を満たす応募が多数の場合は、次の世帯を優先のうえ審査を行う。

- ① 入居時点で小学生以下の子どもがいる世帯
- ② 申込時において世帯主の就労先が決まっている世帯
- ③ 夫婦ともに35歳以下の世帯

6. 家賃等

家賃 25,000円/月

敷金 50,000円(入居時)

※家賃の納付は、口座振替等により毎月所定の日納付すること。

※家賃を滞納した場合は、保証人への連絡、保証人への支払い請求、住宅明け渡し請求、差し押さえ等の処分を科す場合がある。

7. 家賃の減額について

入居者からの申告に基づき、扶養し同居する18歳未満の子ども(毎年4月1日現在)人数に応じて毎年の家賃が減額する。減額は入居後最大6年間。

・減額

子ども1人につき5,000円/月 (上限3人分 15,000円/月)

・減額期間 令和14年3月末まで

8. 住宅の売却について

令和14年4月以降、居住している住宅を原則買取りしていただく予定とする。

なお売却額は、売却時の地価、建物の残存価格などを考慮し決定する。

※参考令和6年時点

三原地区周辺地価…4,300円/㎡ 住宅土地面積…274.44㎡(5号棟)

※所有権等も入居者に移転。

9. 費用負担等

以下のものは入居者の負担となる。

- (1) 電気、水道、浄化槽維持管理等の使用料
- (2) 冷暖房器具等の設置にかかる費用
- (3) 汚物及びゴミ処理に関する費用
- (4) 引っ越し作業に伴う電気料金 など

10. 退去時の条件

退去時には、建物及び敷地内の清掃等を行い、入居時の状態に復元すること。

- (1) 不正の行為により入居したとき。
- (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- (4) 地域社会の平穏を阻害する行為をしたとき。
- (5) 本条例に規定する条項に違反したとき。
- (6) 入居の資格を満たさなくなったとき。（入居の資格：住宅に令和14年3月末まで居住し、その後買い取りを予定する方等）
- (7) 入居者が住宅の全部又は一部を第三者へ転貸したとき。
- (8) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

11. その他居住に関する事項

- (1) テレビは、川本町ケーブルテレビ（まげなネット）の設置が可能。毎月の使用料は入居者の負担とする。
- (2) 住宅の又貸し、目的外使用はできない。
- (3) 入居後は自治会等へ加入すると共に、地域活動などへ参加すること。
- (4) 小中学生はスクールバスでの通学ができる。
- (5) 最寄りの保育所：川本北保育所（50m程度）
- (6) 光ファイバーを使用したインターネット等の利用が可能。接続にかかる費用及び毎月の使用料は入居者の負担とすること。

12. 入居応募期間及び場所

- (1) 応募期間 令和8年3月23日（月）から
令和8年5月15日（金）17:00まで
- (2) 応募場所 川本町役場まちづくり推進課 地域政策係
〒696-8501 島根県邑智郡川本町大字川本 271-3
- (3) 応募方法 所定の用紙に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付し応募
 - ・定住促進住宅入居応募用紙
 - ・ヒアリングシート
 - ・雇用証明書（採用日(予定)及び在職期間の記載のあるもの）
 - ・世帯全員の住民票※郵送可（当日必着）

【応募を検討されている方へ】

応募にあたり事前に来町し、本町の気候や地域性等の状況を事前に把握した後の応募を推奨。なお、本町での生活や暮らしについての紹介や町の案内は、かわもと移住体験プログラム（一社かわもと暮らし主催）等により対応可能。

〈一般社団法人かわもと暮らし HP〉 <https://www.kawamotogurashi.jp/>

1 3. 入居者の選考方法

入居選考基準に基づき審査会で決定。

1 4. 選考結果通知

令和8年5月下旬予定

1 5. お問い合わせ

○川本町 まちづくり推進課 地域政策係

TEL : 0855-72-0634

FAX : 0855-72-0635

メール : seisaku@town.shimane-kawamoto.lg.jp

○一般社団法人 かわもと暮らし

TEL : 0855-74-2110

メール : info@kawamotogurashi.jp